

【後期高齢者医療】高額療養費等口座振込日の変更について

後期高齢者医療保険の高額療養費などの医療費等現金給付について、口座振込日が変更となります。

●対象の給付費

療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、葬祭費

●変更の内容

・通常振込日：毎月7日→毎月10日

・再振込日：毎月25日→毎月末日

※10日及び末日が土・日・祝日の場合はその前の開庁日

●変更の開始時期

令和6年4月支給分から

●問い合わせ先

健康増進課国保係 TEL 0241-45-4532